

居住制限区域（浪江町）の賃貸住宅に居住していたが、娘の住む関東地方に避難後、平成23年5月に避難先で娘が購入資金の一部（1000万円）を申立人から贈与を受けて購入した住居に居住している申立人について、中間指針第四次追補の住居確保に係る損害に準ずるものとして、避難先地域の家賃相場に照らした想定賃料額と原発事故前に居住していた賃貸住宅の賃料との差額の8年分が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目（下記期間分に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

項目	期間	金額
1 中間指針第四次追補、第2、2、IV、②に準ずる損害	—	6,240,000円
2 精神的損害（増額分）	自 平成23年3月11日 至 平成26年4月30日	2,280,000円
3 精神的損害（増額分）	自 平成26年5月1日 至 平成27年12月31日	600,000円
4 本件に関する弁護士費用	—	225,400円
合計		9,345,400円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金934万5400円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項、1の項目について金102万6666円、第1項、2及び3の項目について、金58万円を支払済みであること並びに同既払金合計額金160万6666円全額を前項の和解金額と清算することを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載期間分に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に

対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年10月18日

（仲介委員 永山在浩）